

大きな

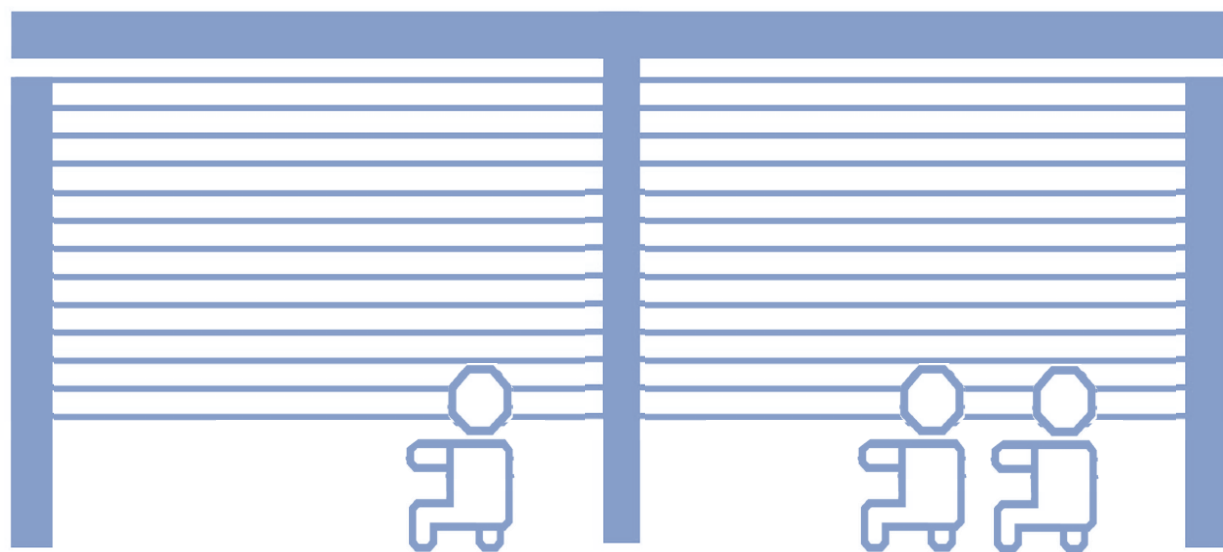
令和8年度

SHUTTER HIRAKU PROJECT

シャッターヒラク プロジェクト

小倉都心部及び黒崎地区にある
大規模空き店舗 への出店補助制度

小倉都心部及び黒崎地区のエリア価値を高めるような
集客力・話題性のあるテナント を募集しています！



改装費補助

募集要領は裏面をご覧ください。

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課

小倉都心部及び黒崎地区にある

大規模空き店舗

令和8年度募集要領

への出店を支援します！

補助制度の概要

開業時の店舗改装費の50%、限度額1,000万円

※開業から3年を経過するまでに事業を中止する場合は、経過年数に応じた補助金の返還が必要です。

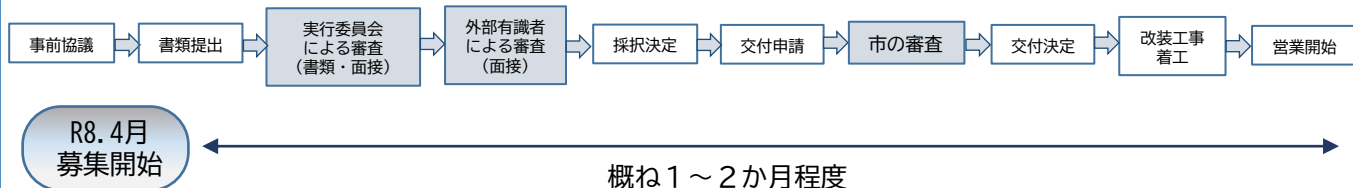
※内外装工事、設備工事、建物付属設備及び器具・備品が対象です。

※補助事業で取得した設備・備品等の財産には処分制限があります。

補助要件

- ① 集客力・話題性のある業種及び事業を行うテナントとして、「商店街テナントリーシング実行委員会」が推薦するものであること。
- ② 「商店街テナントリーシング実行委員会」が指定する大規模空き店舗で、空き店舗の面積（契約面積）が50坪（165.2㎡）以上であること。
- ③ 昼間の営業（午前11時～午後3時のうち3時間以上の営業）を行うこと。
- ④ 土曜日又は日曜日のいずれか（又はその両方）を営業日に含んでいること。
- ⑤ 小売業又はサービス業（飲食店を含む）等の営業を行うこと。
ただし、風営法による規制対象業種や社会通念上公序良俗に反する業種は対象となりません。
- ⑥ 下記の出店分類に該当すること。
【小倉】北九州初出店 又は 既存店舗の場合は新業態
【黒崎】黒崎地区に現在存在しない店舗（初出店・再出店含む） 又は 既存店舗の場合は新業態
- ⑦ テナントが想定するターゲットがエリアが求めるものと一致していること。
【小倉】市内外、新たな来街者など 【黒崎】黒崎の住民、ファミリー層など

スケジュール



※補助金交付申請にあたっては「商店街テナントリーシング実行委員会」からの「推薦書」が必要となります。また、決定にあたっては審査があります。
審査の結果、補助対象者とならない場合があります。

詳細は市HPを
ご覧ください。



お問い合わせ先

北九州市 産業経済局 サービス産業政策課
電話:093-582-2050